

# JNCAサービス「メールよろず相談」の概要説明

## ■会員の皆さまからの下記のような問題に関する相談窓口を提供します。

- (1)税金対策、ふるさと納税、確定申告などのご相談
  - (2)遺産相続、資産運用などのご相談
  - (3)お仕事の契約に関するご相談
  - (4)商標登録などに関するご相談
  - (5)著作権侵害などに関するご相談
  - (6)誹謗中傷対策などに関するご相談
- これ以外にも「介護問題」「離婚問題」「住居移転」など広範囲にわたってのご相談をお受けします。

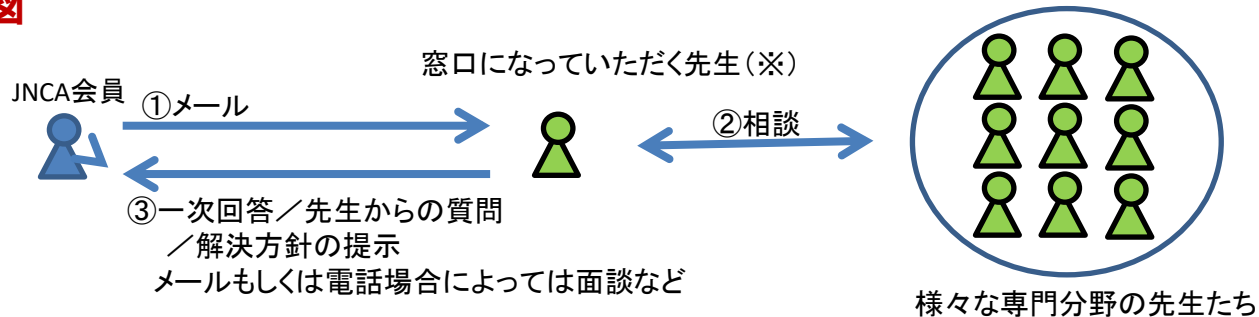
## ■相談範囲

- (1)ご質問に対しての、具体的なヒアリング、および、解決方針を提示までを行います。
- (2)実際に当該問題を解決するための業務に関しては、別途費用をいただきます。

## ■相談内容を検討いただく方々

- (1)弁護士 (2)税理士 (3)弁理士 (4)行政書士 (5)社会労務士 (6)ファイナンシャルプランナー (7)マイナンバー管理士 など

## ■ご相談の概念図



(※) 当該サービスは、弁護士・税理士などの“専門家集団”株式会社Bansou とJNCAとの共同で行い、  
窓口業務、会計方針の提示は株式会社Bansou にて直接対応いたします。

## ■ご相談から一次回答までの流れ

JNCA会員の皆さまからのご相談メールを株式会社Bansou にて 毎週金曜日まで検討し、翌木曜日中までに一次回答をいたします。  
その後は、ご質問内容に応じて、メールや電話、場合によっては直接面談などで行います。  
解決方針の提示後、実際の業務を委託されるかどうかは、「お見積もりをご検討いただいた上で」JNCA会員の皆さまに決めていただきます。  
(ご相談、解決方針の提示までは一切費用は発生しません)